

○刈谷市総合文化センター条例

平成20年6月27日条例第25号

刈谷市総合文化センター条例

(目的)

第1条 この条例は、総合的な文化センターを設置し、市民の生涯学習の推進及び文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 刈谷市総合文化センター
- (2) 位置 刈谷市若松町2丁目104番地

(施設)

第3条 刈谷市総合文化センターに、他の条例の定めるところにより次の施設を設置する。

- (1) 刈谷市民ホール
- (2) 中央生涯学習センター
- (3) 刈谷市総合文化センター駐車場

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。